



あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
基づく適切な管理等が義務づけられています。



化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。		☐
解説	○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 ○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物はこちらのリストをご覧ください。 ○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。	R7,R8追加分  R9追加分 
②化学物質管理者を選任していますか。		☐
解説	○R A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 ○化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
③R Aを実施していますか。		☐
解説	○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 ○厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。 ・業種・作業別マニュアル ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル （参考）Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。	業種・作業別マニュアル （業種・作業別）（建設業）   
④R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。		☐
解説	○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 ○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。 （参考）Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。	
⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。		☐
解説	○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 （参考）Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。	
⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。		☐
解説	○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A	
⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。		☐
解説	○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 （参考）Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。	



まずはホームページで必要な対応をチェック！

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。



第2回 化学物質管理強調月間

2026（令和8）年2月1日～28日

化学物質管理強調月間スローガン

慣れた頃こそ再確認

化学物質の扱い方



化学物質のリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を図りましょう！

産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識高揚のため、化学物質管理強調月間を昨年度より実施しており、第2回目となります

化学物質管理強調月間に取り組む事項

①化学物質管理者の選任状況、権限の付与、氏名の掲示等労働者への周知状況の確認

ラベル表示、SDS等による通知義務の対象となる物質（**リスクアセスメント対象物質**）を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は**化学物質管理者**を選任しなければなりません！

【選任要件】

リスクアセスメント
対象物の**製造事業場**

専門的講習の修了者

上記以外の事業場

資格要件なし
(専門的講習の受講を推奨)

【職務内容】

ラベル表示、SDS（化学物質の安全データシート）等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

上記の他、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させなければなりません！



【化学物質管理者要件等】
(HP「ケミサポ」) 参照



【皮膚障害等防止保護具
の選定マニュアル】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001393159.pdf>

②製造又は取り扱っている化学物質の把握及び、SDS等による危険有害性等の確認

取り扱っている化学品がリスクアセスメント対象物質に該当するか確認しましょう
化学品を購入した事業者等から交付のあったSDS等により、危険性・有害性を確認しましょう

【リスクアセスメント対象物質】

SDSリスクアセスメント対象物質に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します

改正前
(～令和6年4月1日)

674物質

毎年追加



令和8年4月までに予定
している数

約2900物質



【リスクアセスメント対象
物質の調べ方】
(HP「ケミサポ」) 参照

③ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施及びばく露低減措置の実施等

【ラベル表示、・SDS交付】

事業場で取り扱っている化学物質のラベル表示、SDSの交付状況を確認しましょう
また、事業場内で別容器に移し替えて保管する場合等にもラベル表示等を実施する必要があります

なお、法改正により、通知対象物を譲渡・提供する者について、**SDSの通知義務違反に対する罰則が新たに設けられました**（5年以内に施行予定）

【リスクアセスメントの実施】

「**リスクアセスメント**」とは、取り扱う化学物質の危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づきリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討する一連の流れと定義されています

リスクアセスメント

- | | |
|------|---------------------------|
| 手順 1 | 化学物質による危険性または有害性の特定 |
| 手順 2 | 特定された危険性または有害性によるリスクの見積もり |
| 手順 3 | リスクの見積もりに基づくリスク低減措置の内容の検討 |
| 手順 4 | リスク低減措置の実施 |
| 手順 5 | リスクアセスメント結果の労働者への周知、記録 |



【化学物質のリスクアセスメントツール（クリエイト・シンプル）】
（HP「職場の安全サイト」）参照

④特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

⑤意識啓発等

- （ア）事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- （イ）スローガン等の掲示
- （ウ）有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- （エ）化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

【厚生労働省ホームページ】

新たな化学物質規制など職場における化学物質対策についての情報を掲載しています

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html



【中央労働災害防止協会ホームページ】

「第2回化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制の情報についてわかりやすく掲載しています

<https://www.cheminfo.johas.go.jp>



【環境省】

「化学物質アドバイザー制度（無料）」の利用に係る情報が掲載されています

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>



このリーフレットに関するお問い合わせ先
福島労働局労働基準部健康安全課 024-536-4603

作成日 令和7年12月